会員先生各位
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。
草加八潮医師会

日医発第1175号(健Ⅰ)
令和8年9月11日

都道府県医師会　担当理事 殿

日本医師会
常任理事　渡辺　弘司
(公印省略)

災害共済給付に係る医療機関向け証明様式用入力フォームの周知について(依頼)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本スポーツ振興センターより、(別添1)のとおり、標記に係る周知依頼がありました。

災害共済給付に係る「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等の証明については、これまで通り手書きでも問題ございませんが、パソコンによる簡易入力が可能なフォームが下記ホームページに掲載されています。理由手順書(別添2)と併せてご覧ください。

つきましては、簡易入力フォームのご利用について、貴会会員へのご周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

【日本スポーツ振興センター　災害共済給付Webの医療機関用ホームページ】
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/1954/Default.aspx

【参考】
令和7年4月15日付　日医発第147号(健Ⅰ)
災害共済給付制度における「医療等の状況」の文書料について(再周知)
※昭和35年通知について、現状の取扱いを維持していただくようお願いしております。

（別添1）

令８日ス振事企第１６号
令 和 ８ 年 ９ 月 ４ 日

公益社団法人日本医師会
会長　　松　本　　吉　郎　殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長　　芦　　立　　訓

災害共済給付に係る医療機関向け証明様式用入力フォームの
周知について（依頼）

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターでは、貴会の御理解、御協力のもと、学校教育の円滑な実施に資することを目的として、学校の管理下において災害にあった児童生徒等を救済するための災害共済給付事業を実施しております。給付金の請求に当たっては、平成１７年度から災害共済給付オンライン請求システムを運用しておりますが、令和９年１月にシステム刷新を予定しており、現在準備を進めているところです。

医療機関の皆様に御協力いただいている「医療等の状況」「調剤報酬明細書」等の証明については、システム刷新後も、これまでと同様に所定の紙様式による証明をお願いすることとなります。一方で、これら紙様式への記載に係る御負担の軽減を図るため、簡易入力フォームとして利用できるＰＤＦファイルを作成しました。

ついては、貴会会員の皆様への周知について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　周知いただきたい事項

災害共済給付に係る医療機関の証明様式について、パソコンによる入力が可能なＰＤＦ形式の入力フォームを当センターホームページに掲載しています。

医療機関の皆様におかれましては、当該入力フォームをダウンロードしていただき、児童生徒等の保護者（患者）様から証明の依頼があった際には、必要事項を御入力の上、印刷して御活用くださいますようお願いします。

２　掲載している入力フォーム

（１）　医療等の状況（別紙３（１））
（２）　治療用装具・生血明細書（別紙３（６））

３　掲載場所

当センターホームページ　災害共済給付Ｗｅｂ内の医療機関用ページ
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/1954/Default.aspx

【本件問合せ先】
災害共済給付事業部事業企画運営課
中出・大﨑・菅家
電　話：０３－６８０４－１７０３
メール：saigaikyosai-jigyo@jpnsport.go.jp

【参考】

日医発第147号（健Ⅰ）
令和7年4月15日

都道府県医師会　会長 殿

日本医師会
会長　松本　吉郎
（公印省略）

災害共済給付制度における「医療等の状況」の文書料について（再周知）

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昭和35年5月20日付日医発第31号の文書（別添1）につきましては、しばしば本会宛にご照会いただいているところです。今般、本会としても再度文書を見直して検討いたしました。その結果、これまで通り、この内容を継続していただきたいという結論に至りましたので、改めて、この文書料についてご案内申し上げます。

災害共済給付制度は、昭和35年度に日本学校安全会によって開始されました。この制度において医療費の給付を受けるために必要な文書が「医療等の状況」（別添2）です。当時、日本医師会は文部省からの協力要請もあり、「こどもの健康と幸福のために」この文書料を無料にすることとし、都道府県医師会に通知を発出しました。

日本学校安全会の業務は現在「独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）」が担っており、そのホームページ（よくあるご質問（医療費関係））※には、

【Q】医療機関に「医療等の状況」を証明していただく際に、文書料はかかりますか？
【A】「医療等の状況」等※※を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいています（法律等で無料と定められているものではありません。）。なお、「医療等の状況」を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

と記載されており、医療者に対する敬意が示されています。

次に給付金額についてですが、まず、初診から治癒までの間の医療費総額が500点（5,000円）に満たない場合は給付対象になりません。

医療費に対するJSCからの給付額は保険診療の医療費総額の3割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）を加算した額になります。

【例】保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）の場合

（A）　療養に要する費用の算定額

1,000点（10,000円）×3/10＝3,000円（窓口での支払額、自己負担分）

（B）　療養に伴って要する費用

1,000点（10,000円）×1/10＝1,000円（1割相当額、JSC付加支給分）

（A）+（B）＝4,000円（JSCからの給付額）

JSCに確認いたしましたところ、令和4年度における医療費給付額の中央値は約2,300円とのことであり、実際に支給されている大半は低額であることがわかりました。

さらに、本制度は、給付金の支払請求等の事務を学校・保育所及びその設置者にご協力いただいていることもあり、低額の掛金で成り立っているものです。

昭和35年通知（別添1）は、発出から60年以上経過しているため、学校・保育所や保護者にも定着しています。日本医師会が発出した当時の考えを尊重し、現状の取り扱いを維持していただきますよう、改めて、よろしくお願い申し上げます。

【日本スポーツ振興センター　災害共済給付Web　参考URL】

※よくあるご質問（医療費関係）（別添3）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/qa/tabid/1900/Default.aspx

※※医療等の状況等については下記2つのリンクをご確認ください

よくあるご質問（給付金請求の手続）（別添4）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/qa/tabid/1903/Default.aspx

医療機関の方へ（別添5）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/1954/Default.aspx#iryou3_1